

坂戸市公共施設等有料広告掲載申込書

令和 7 年 1 0 月 1 日

坂戸市長 あて

広告掲載申込者	株式会社 さかど
住所（所在地）	坂戸市千代田 1－1－1
名 称	株式会社 さかど
代表者職・氏名	代表取締役社長 坂戸 太郎
電 話 番 号	049－123－4567
担 当 者 職 ・ 氏 名	〇〇課 埼玉 次郎

坂戸市公共施設等有料広告取扱要綱第 4 条の規定により、次のとおり申し込みます。
なお、掲載に当たっては、裏面記載の掲載条件を遵守します。

掲載施設等名	ごみと資源物分別マニュアル
掲 載 位 置 及 び 規 格 等	該当する□に、レ印を付けてください。 ☒ 縦 6 0 mm×横 1 7 0 mm ☐ 縦 2 4 0 mm×横 1 7 0 mm

(裏面)

掲 載 条 件

1 市が管理する施設、物品、印刷物等に掲示又は掲載（以下「掲載」といいます。）できる有料広告は、次のいずれにも該当しないものとします。

（１）市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条の適用を受ける業種であるもの

（３）貸金業の規制等に関する法律（昭和５８年法律第３２号）第２条の適用を受ける業種であるもの

（４）政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの

（５）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

（６）広告内に土地若しくは建物の個別物件又は個別の商品、サービスの説明若しくは売買紹介に係る記載のあるもの

（７）その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 広告を掲載できる場所、規格等については、別途市の定めた基準によるものとします。

3 掲載料金については、坂戸市公共施設等有料広告掲載決定通知書に記載された額を、指定された期限内に納入してください。

4 募集期間内に、二つ以上の申込みがあった場合は、原則として抽選で掲載できる方を決定します。

5 広告の内容に関する責任は、掲載を行う方が負うものとします。

また、施設等へ掲示された広告の管理は掲載を行う方の負担とします。

6 版下原稿、広告物の作成経費及び施設等への取付・撤去経費等広告の掲載に係る経費は一切掲載を行う方の負担とします。

また、破損等による修復にかかる経費は、市の責めによる場合を除き、掲載を行う方の負担とします。

7 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。

（１）市の行政運営上支障があるとき

（２）指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき

（３）指定する期日までに広告の掲載料金を納付しなかったとき